

## 諮 問

長期にわたり使用可能な質の高い住宅を整備・普及させていくための方策について

## 諮 問 理 由

少子高齢化の急速な進行や環境問題の深刻化に伴い新たな課題への対応が求められる中で、我が国の住生活の現状を見ると、住宅の「量」は充足する一方で、住宅及び居住環境の「質」については未だ十分な水準になく、成熟国家にふさわしい豊かな住生活が実感できているとは言い難い状況にある。

このような状況を踏まえ、これまでの「住宅の量の確保」を図る政策から、居住環境を含めた「住生活全般の質の向上」を図る政策への本格的な転換を図るため、平成18年6月、「住生活基本法」が制定され、国民の豊かな住生活の実現に向けた道筋が示された。また、同年9月には、「住生活基本法」に掲げられた基本理念等を具体化し、これを推進していくため、「住生活基本計画（全国計画）」が閣議決定された。同計画に掲げられた目標達成のため、「ストック重視」、「市場重視」、「福祉、まちづくり等関連する施策分野との連携」、「地域の実情を踏まえたきめ細やかな対応」の4つの横断的視点を基本として、施策を総合的かつ計画的に推進しているところである。

今後の住宅政策においては、住宅ストックの質の向上を促進するとともに、適切に維持管理された既存住宅が市場において適正に評価され、円滑に流通するための環境整備を推進していく必要がある。

こうした流れを受け、環境への負荷を低減しつつ、安全・安心で「ゆとり」のある国民生活を実現するには、住宅に関して、耐久性の高い住宅の建設のみならず、適切な点検や補修を推進するとともに、既存住宅の市場における流通を促進していかなければならない。このため、このような長期にわたり使用可能な質の高い住宅を整備・普及していくための具体的方策について検討することが必要である。

これが、今回の諮問を行う理由である。